

第 232 回 契約管財局契約事務審査会 会議要旨

1 日 時 令和 8 年 3 月 9 日（月） 9 時 35 分～10 時 20 分

2 場 所 契約管財局長室

3 出席者 契約管財局長、契約部長、管財部長、用地部長、活用支援担当部長、
制度課長、連絡調査課長、審査課長、総務担当課長

4 議 題

(1) 特名随意契約案件の審議について

- ・ 令和 8 年度 電子調達システム運用保守業務委託
- ・ 令和 8 年度 電子入札コアシステム保守業務委託
- ・ 令和 8 年度 J C I S 及びコリンズ・テクリス検索システムの利用
- ・ 令和 8 年度 公有財産台帳管理システム運用・保守業務委託
- ・ 令和 8 年度 賃貸台帳管理システム運用保守等業務委託
- ・ 登録免許税領収証書及び収入印紙の保管・運搬にかかる運送保険
- ・ 令和 8 年度 管財課現地調査におけるレンタサイクル利用契約
- ・ 市有不動産の活用に係る課題の解消及び制度の整備についての相談及び意見書作成業務に関する契約
- ・ 市有不動産の売却価格・賃料等、市場需要等及び土地取得予算の見込額等不動産評価に関する相談及び意見書作成業務に関する契約
- ・ 市有不動産の表示登記及び境界確定にかかる土地家屋調査士相談・意見書作成業務に関する契約
- ・ 権利者の登記内容等にかかる司法書士相談業務に関する委任契約
- ・ 契約管財局事務室（大阪産業創造館）庁舎清掃業務委託
- ・ 書籍購入（包括審議）
- ・ 保守点検・修繕等包括的業務委託にかかる指示業務（報告）

(2) 契約管財局契約事務審査会設置要綱第 2 条第 4 項各号に定める事項の確認について

5 議事要旨

- (1) 担当から審議案件について説明を行い、次のような質疑を経て了承された。
- (2) 意見等の概要は次のとおり。

<登録免許税領収証書及び収入印紙の保管・運搬にかかる運送保険>

- ・ 随意契約理由の根拠法令について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号ではないのかとの質問があり、担当より、複数の保険商品の提示を受けた結果、本市が求める条件に最も適した保険を提供できるのは三井住友海上火災保険株式会社のみであるとし

て、根拠法令を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号としている旨回答。

- ・今回、保険商品の提示を受けた保険取扱代理店2者のうち、1者から提示があった3商品で比較が出来ていること及び、同じ仕様にも拘らずもう1者から提示された商品の保険料が高額であったことを踏まえ、次回以降、保険代理店1者から複数商品の提示を受けた場合は、その商品の中から本市が求める条件に最も適した商品を提供できる保険会社と契約を締結することとする旨担当より説明。

<令和8年度 管財課現地調査におけるレンタサイクル利用契約>

- ・毎年、商品の内容を比較検討したうえで決定しているということでした。

<市有不動産の売却価格・賃料等、市場需要等及び土地取得予算の見込額等不動産評価に関する相談及び意見書作成業務に関する契約>

- ・不動産評価審議会委員長に、直近に就任していたことを選定理由としていることについて、委員長以外の委員経験者でも支障ないのではないかと質問があり、担当より、不動産評価審議会の委員間でも評定内容にかかる意見が分かれることがあるところ、委員長として本市土地評価事務処理要領に基づく評定を考慮した上でそれらの意見を調整する役目を担っていたことから、本市土地評価事務処理要領に精通しているうえ、審議会の評定内容との整合性にも合致すると考え、選定理由としている旨回答。

<保守点検・修繕等包括的業務委託にかかる指示業務（報告）>

- ・情報通信設備保守点検業務及び通信設備保守点検業務（指示業務）については、「契約管財局所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続」（本体業務）に基づき受注者及び都市整備局により積算された金額にて実施するものであり、契約事務審査会の審議対象ではないため、今回の報告をもって今後は付議しない旨担当より説明。